

紫波町告示第329号

紫波町ネーミングライツ事業実施要綱を次のように定める。

令和6年10月15日

紫波町長 熊谷 泉

紫波町ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、ネーミングライツ事業を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町有施設等 公有財産及び町が主催する事業をいう。
- (2) 民間事業者等 民間事業者、企業及び団体等をいう。
- (3) ネーミングライツ 条例等で定める町有施設等の名称とは別に当該町有施設等で使用する愛称を付与する権利をいう。
- (4) ネーミングライツ・パートナー ネーミングライツを付与された民間事業者等をいう。
- (5) ネーミングライツ事業 町と民間事業者等との契約に基づき、当該民間事業者等にネーミングライツを付与し、町がその対価となる金銭（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、町有施設等の運営又は管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。
- (6) 特定募集型 ネーミングライツ事業において、町長が選定した町有施設等について、ネーミングライツを希望する民間事業者等を募集することをいう。
- (7) 提案募集型 ネーミングライツ事業において、町長が選定した町有施設等以外の町有施設等について、ネーミングライツを希望する民間事業者等から愛称の提案を募集することをいう。

(対象町有施設等)

第3 愛称を付与することができるものは、町有施設等とする。ただし、役場庁舎、学校及び保育所のほか、施設名称の規定の経緯又は施設の性格上、ネーミングライツ事業の導入が適当でないと町長が判断するものは除く。

(愛称の条件)

第4 ネーミングライツにより表示しようとする愛称は、町有施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から町民の理解が得られるもので、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 紫波町広告掲載要綱（令和6年紫波町告示第328号。以下「広告要綱」という。）第3第2項各号のいずれにも該当しないもの。
- (2) 日本語及び英語アルファベットにより表記可能なもの。ただし、企業ロゴ、マーク等については、この限りでない。
- (3) 第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害するおそれがないもの。
- (4) 町民の誤解を招かないもの又はそのおそれのないもの。

(募集)

第5 町長は、特定募集型の実施に当たっては、町有施設等ごとにネーミングライツ料その他特定募集に必要な事項について定めた募集要項を作成し、町の広報紙、ホームページ等への掲載その他の方法で期間を定め募集を行うものとする。

2 町長は、提案募集型の実施に当たっては、ネーミングライツを希望する町有施設等の選定理由、ネーミングライツ料その他提案募集に必要な事項について定めた募集要項を作成し、町の広報紙、ホームページ等への掲載その他の方法で年間を通じて募集を行うものとする。

(応募資格)

第6 ネーミングライツ交渉権の応募資格を有する者は、次に掲げる条件のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令、条例、規則等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

(3) 紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例（平成18年紫波町条例第4号）第2条第2号に規定する町税等を滞納しているもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定に該当する営業を行うもの又はこれに類するもの

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に掲げる政治団体及びこれに類するもの

(7) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に掲げる宗教団体等の宗教性のある事業を行うもの

(8) 公序良俗に反する事業を行うもの

(9) その他ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと町長が認めるもの

2 町長は、愛称の頻繁な変更を避けるため、ネーミングライツ・パートナーとしての契約を更新する施設及び事業等においてネーミングライツ・パートナーとなった者に対し、次回契約時の優先交渉権を付与するものとする。

(申込手続)

第7 特定募集型によるネーミングライツを希望する民間事業者等は、町有施設等ネーミングライツ申込書（特定募集型）（様式第1号）に必要な書類を添付して町長に提出するものとする。

2 提案募集型によるネーミングライツを希望する民間事業者等は、町有施設等ネーミングライツ申込書（提案募集型）（様式第2号）に必要な書類を添付して町長に提出するものとする。

(審査)

第8 町長は、第7に規定する申込書を受理したときは、広告要綱第8に規定する紫波町広告審査委員会（以下「委員会」という。）の審査に付するものとする。

2 委員会は、第7の申込書類に基づき、ネーミングライツの実現性、民間事業者等の業務実績、信頼性その他の条件を総合的に評価し、応募に対する採用の適否及び契約に係る交渉を行う順位の審査を行う。

3 町長は、提案募集型による申込みにあつては、第7第2項に規定する申込書を受理した後、町のホームページで応募があつた旨を1か月間告知し、対象となる町有施設等について競合する応募がないことを確認した後、当該申込書について委員会の審査手続を開始するものとする。この場合において、告知した期間中に対象となる町有施設等について別に申込書の提出があつたときは、当該申込書も併せて審査手続を行うものとする。

(可否決定)

第9 町長は、第8に規定する審査の結果を参考として、応募に対する採用の可否及び交渉を行う順位を決定し、その順位が1位の者（以下「優先交渉権者」という。）に対し町有施設等ネーミングライツ優先交渉権者決定通知書（様式第3号）により通知する。

2 町長は、前項の規定により、優先交渉権者とならなかった民間事業者等に対し町有施設等ネーミングライツ審査結果通知書（様式第4号）により審査結果を通知するものとする。

3 町長は、優先交渉権者との協議が整わなかったときは、次点順位の民間事業者等に優先交渉権者決定通知書により通知し、契約に係る必要事項について協議を行うことがある。

4 町長は、提案募集型による申込みを審査した結果、特定募集型の手続によることが相当であると判断した場合は、町有施設等のネーミングライツ事業を特定募集型とする旨の決定をすることがある。

（ネーミングライツの付与期間）

第10 ネーミングライツを付与する期間は、10年以内とし、町有施設等の特性、管理及び運営形態等に応じてネーミングライツ・パートナーと協議の上、その期間を決定する。

（契約）

第11 ネーミングライツ事業の実施に当たっては、町及びネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツの付与、ネーミングライツ料、付与期間その他必要事項を定めた契約書を締結する。

（ネーミングライツ料の納付）

第12 第11の規定により契約を締結したネーミングライツ・パートナーは、町長が発行する納入通知書により、ネーミングライツ料を町長が定める期限までに納入しなければならない。

（費用負担）

第13 ネーミングライツ事業の導入に伴う町とネーミングライツ・パートナーの費用負担の区分は、別表のとおりとする。

（ネーミングライツ料の返還）

第14 町長は、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰さない理由によりネーミングライツ事業を取り消したときは、既納のネーミングライツ料を当該ネーミングライツ・パートナーに返還することがある。

2 前項の規定により町長がネーミングライツ料を返還する場合は、納付すべきネーミングライツ料から契約解除を行うまでの期間（1か月に満たないときは、1か月とする。）に応じた月割りで返還するものとする。

（契約の解除）

第15 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツの契約を解除することがある。

（1） 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

（2） ネーミングライツ・パートナーが、法令、条例、規則及び要綱等の規定に違反したとき。

（3） ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

2 町長は、前項の規定によりネーミングライツの契約を解除したときは、町有施設等ネーミングライツ付与解除通知書（様式第5号）によりネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

（契約の更新）

第16 ネーミングライツ・パートナーは、次回の契約に際して優先的に交渉することができるものとする。

（補則）

第17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第13関係）

ネーミングライツ導入に伴う費用負担

費用負担の区分	紫波町	ネーミングライツ・パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示の変更（施設看板や道路標識）※1		○
契約期間満了後（契約解除を含む。）の原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の町の印刷物や町ホームページの表示変更※2	○	

※1 敷地内の表示変更は、町や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行う。また、看板等を新規に設置することについては、設置の可否を含め町や関係機関と協議の上、決定する。なお、屋外に設置する看板については、屋外広告物条例（昭和24年岩手県条例第45号）等の関係法令を遵守するものとする。

※2 残部数や切替え時期などを考慮し、協議の上、決定する。